

INTERVIEW

日本弁理士会東海会
三浦 高広会長

スタートアップ企業のサポートで 日本の産業復活へ貢献

コロナ禍にウクライナ危機が加わる状況下、ビジネス界ではDX（デジタルトランスフォーメーション）、AI（人工知能）など第4次産業革命の進展など新しい波に洗われ、知財国を目指す日本だが、低迷が著しい。知的財産の専門家として企業や事業者の活動を支援し、産業と社会の発展に貢献する弁理士。大きく変わる時代の中で東海5県の会員で構成される日本弁理士会東海会の三浦高広会長に話を伺った。

——現在の状況について教えてください。

三浦 日本の弁理士は現在1万2000人弱。私が合格した1995年は約4000人でしたから3倍近くです。一方、国内の特許出願件数は昨年は28万9,200件。すこし前は40万件くらいなので弁理士一人当たりの出願件数はかなり減っています。

また合格者が特許事務所に就職するケースも減っています。会社に勤めてしまったりして、事務所は厳しいです。出願件数もコロナ禍でさらに減少。ただ昨年度に比べ今年はわずかに増えてはいます。当初は企業もテレワークに切り替えたり、どうしていいかわからなかった状況で減ったと思います。テレワークの長所短所も知り、やはり対面での重要性が認識され、対面

での発明発掘会議などの機会がコロナ前に戻りつつあり、出願も期待されます。

出願に関しては、減っているのは大企業。日本での価値が見いだせず重要視されていないかもしれません。米国の特許侵害に対する損害賠償請求額は高く、三倍賠償という懲罰規定もある。日本では請求しても高額が認められにくく、訴訟費用を支払った後に最終的に戻る額が少ないなどの背景があるかもしれません。

一方で中小企業では増えています。特許に限らず、商標などの出願は、中小企業を守る上で役に立ちます。知財は関係ないと考えていても、商品を販売しようとしたら既に商標登録されていることもある。知的財産権を保有していることで、銀行に評価され、融資が有利になること